

「私たちの健康保険」

平成 29 年 4 月

伊藤忠連合健康保険組合

目	次	ページ
健康保険とは		2
健康保険組合とは		2
伊藤忠連合健康保険組合とは		
① 当組合に加入できる事業所		2
② 保険料率		2
③ 標準報酬と保険料について		3
④ 被保険者・被扶養者になるには		4
⑤ 当組合の保険給付		5
⑥ 当組合の保健事業		6
知っておきたい健康保険のこと		
① 健康保険証の役割		9
② 退職後の医療保険		9
③ 医療費控除について		10
④ 交通事故にあったとき		10
高齢者医療制度について		10
介護保険について		11

健康保険とは

会社で働く人が業務外でケガや病気をしたとき、費用の心配をせずに治療が受けられるように設けられた医療保険制度です。

大きな企業やそのグループで働く人たちが加入し独自に運営する「健康保険組合」と、中小企業で働く人たちが加入し全国健康保険協会が運営する「協会管掌健康保険」の2種類があります。事業所単位で加入し、従業員が1名でもいる事業所はかならず加入することになっていて、保険料は従業員と事業主の双方で負担します。



治療費の支払いを行う保険給付と、健康診断や体力づくりを行う保健事業があります。

健康保険組合とは

企業や企業グループの単位で構成され、組合の規模や財政に応じて独自の保険料率・付加給付・保健事業を決めることができます。これらの内容や組合の運営に関わる予算・決算などの重要な事項は、事業主と被保険者の代表(理事・議員)で構成された組合会で審議され決められています。

平成 29 年 4 月 1 日現在、全国に 1,398 の健康保険組合があります。

伊藤忠連合健康保険組合とは

昭和 44 年 4 月 伊藤忠商事(株)が出資する子会社が集まり、相互扶助精神に基き設立された健康保険組合です。

平成 29 年 3 月末日現在では、201 の事業所(被保険者数 48,840 人、被扶養者 39,032 人 合計 87,872 人)が加入しています。



(伊藤忠商事(株)には独自の健康保険組合があり、当組合には加入していません)

① 当組合に加入できる事業所

当組合は伊藤忠商事(株)のグループ会社を対象として設立された健康保険組合ですので、当組合に加入できる事業所は、伊藤忠商事(株)の「子会社」および「関連会社」となります。

② 平成 29 年度の保険料率

○健康保険料率:9.60%(事業主 4.80%、被保険者 4.80%—給与と賞与にかかります)

<参考> 協会けんぽ:10.0%(平成 29 年度)

○9.60%の内、高齢者医療制度や国民健康保険に対する財政支援のために充当される保険料率は下記のとおりです

特定保険料率	3.88%(被保険者 1.94%)
--------	-------------------

○介護保険料率:1.40%(事業主 0.70%、被保険者 0.70%—給与と賞与にかかります)

〈注〉 介護保険料は 40～64 歳の被保険者、40 歳未満および 65 歳以上でも 40～64 歳の被扶養者がいる特定被保険者から徴収されます。

③ 標準報酬と保険料について

保険料の金額や傷病手当金・出産手当金などの現金給付の金額は、被保険者皆さんの報酬を基に計算しますが、報酬はすべて個々に金額が異なるので、事務を簡略化するため以下のとおり計算するように定められています。

- 標準報酬月額：月給を区切りの良い幅で 50 区分(58 千円～1,390 千円-)

●ご本人の標準報酬月額の確認方法・・・当組合ホームページ「コミュニティサイト」に掲載しています。ログインには、ID・パスワードの認証が必要となります。パスワードを失念している場合は、次の電子メールまで仮パスワードの発行をご依頼ください。

<mailto:password-2008@itcrengo.com>

(所属会社名、保険証の記号・番号、氏名、ご住所をご連絡ください。メール受信後、約 2 週間程でご自宅に仮パスワード通知書をお届けします)

- 標準賞与額：1,000 円未満を切り捨て処理した額(573 万円を超える場合は 573 万円)

〈注〉 報酬とは、基本給のほか家族手当・残業手当・通勤手当・賞与など労働の対償として支払われたすべての合計金額のことです。

④ 被保険者・被扶養者になるには

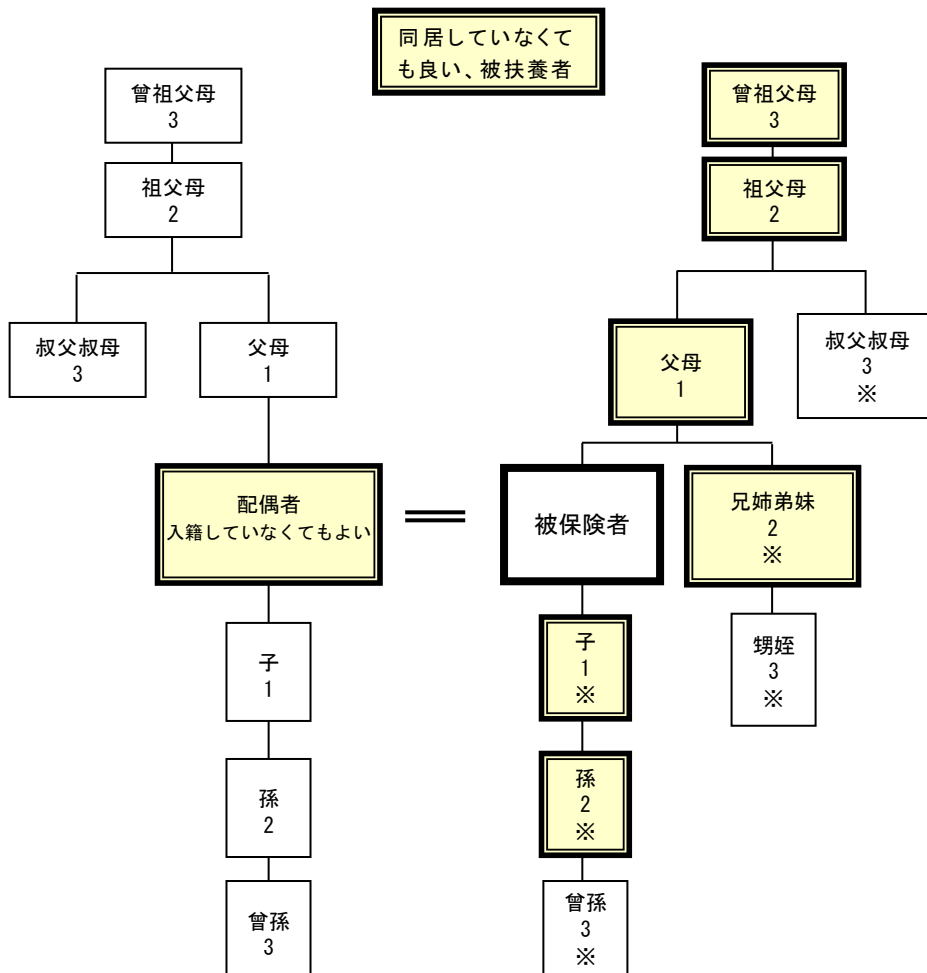
当組合に加入している事業所から報酬の支払いを受けている社員は、全員当組合の被保険者にならなければなりません。試用期間の社員、正社員に準じて勤務しているパートタイマーも同様です。

また、被保険者が生活の面倒を見ている親族は被扶養者として認められ、保険料を負担せずに様々な給付を受けることができます。かかる認定を申請するときには、被扶養者の条件を満たしていることを証明する種々の書類を添付していただきます。

なお、被保険者の兄姉の被扶養者認定要件について、これまでは生計維持関係に加えて、「同一世帯に属すること」が要件になっていましたが、平成 28 年 10 月以降は「同一世帯に属すること」の要件が撤廃されました。

被扶養者になれる範囲

※印の人は、その配偶者も被扶養者になれます



⑤当組合の保険給付(概略)

＜法定給付＞（健康保険法で決められている給付）

◆ 現物給付(医療機関に健康保険証を提示することによって受けられます)

療養の給付	<p>① 業務外の病気やケガについて、被保険者・被扶養者とも治療費の7割が給付されます。</p> <p>② 未就学児については、入院・外来とも8割が給付されます。</p> <p>③ 70歳以上の高齢者は健保より発行される「高齢受給者用の健康保険証」により治療費の8割(現役並所得者は7割)が給付されます。</p> <p>※ 入院時の食事代のうち標準負担額は、個人負担となります。</p>
保険外併用療養費	<p>大学病院など特定承認保険医療機関で高度な医療を受けた時、保険のワケにおさまらない部分を除く基本的部分について被保険者・被扶養者とも7割が給付されます。</p>
入院時食事療養費	<p>入院時に提供を受ける食事に要する費用のうち被保険者または被扶養者が負担する標準負担額(1食につき360円。減額措置あり)を除いた部分が給付されます。</p>
訪問看護療養費	<p>重度障害者の方、寝たきり状態にある方、難病患者の方等が自宅において継続して療養を受ける状態であると主治医に認められ訪問看護を受けた場合、被保険者・被扶養者とも利用料の7割が給付されます。</p>

◆ 現金給付(当組合に被保険者が書類で届け出たとき支給されます)

療 養 費	<p>① やむを得ない事情で自費診療を受けた時</p> <p>② コルセット・ハリ・キウ等の費用(医師の同意が必要)</p> <p>③ 海外で自費診療を受けた時</p> <p>④ 柔道整復師の施術を受けた時</p> <p>所定の費用の7割が支給されます。</p>
移 送 費	<p>病気やケガで移動が困難なとき医師の指示で一時的・緊急的の必要があり、移送された場合支給されます。</p>
傷 病 手 当 金	<p>被保険者が療養のため欠勤し、会社から給料が支給されなくなったときに支給されます。連続して4日以上休んだ場合、4日目から支給開始されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支給期間:支給開始から1年6ヶ月 ●支 給 額:一日につき、支給を始める月以前の直近の継続した1年間の標準報酬月額の前月平均額の30分の1相当額(標準報酬日額)の3分の2に相当する額。 <p>なお、被保険者期間が1年未満の場合は、当組合の平均標準報酬月額の前月平均額の30分の1相当額と被保険者の全加入期間の標準報酬月額の前月平均額の30分の1相当額のいずれか低い方の3分の2に相当する額。</p>
出産育児一時金	<p>被保険者・被扶養者が妊娠4ヶ月以上(85日以後)で分娩した時、1児につき原則420,000円(在胎週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度加算対象出産でない場合は、404,000円)支給されます。</p> <p>※出産育児一時金の直接支払制度について(平成21年10月～)</p> <p>医療機関等直接支払制度により、被保険者自身が健保組合に請求書を提出する必要がなくなりましたが、この制度を利用しない(できない)場合は、医療機関等との間で直接支払制度を利用しない旨が示された「合意文書(写し)」を請求書(様式:給付5)に添付してご提出ください。</p>

<p style="text-align: center;">出 産 手 当 金</p>	<p>被保険者が出産のため会社を休み、その期間会社から給料が支給されなくなった時に支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支給期間 分娩予定日以前 42 日、分娩日後 56 日までの期間(合計 98 日) <p>【分娩予定日より遅れて分娩した場合】 分娩予定日以前 42 日、分娩予定の翌日から分娩日までの日数、分娩日後 56 日の合計日数</p> <p>【多胎分娩の場合】 分娩日以前 98 日(予定日より遅れて分娩した場合は、分娩予定日の翌日から分娩日までの日数も加算)、分娩日後 56 日の合計</p> <p>支 給 額：一日につき、支給を始める月以前の直近の継続した1年間の標準報酬月額平均額の30分の1相当額(標準報酬日額)の 3 分の 2 に相当する額。</p> <p>なお、被保険者期間が1年未満の場合は、当組合の平均標準報酬月額の30分の1相当額と被保険者の全加入期間の標準報酬月額平均額の30分の1相当額のいずれか低い方の3分の2に相当する額。</p>
<p style="text-align: center;">埋 葬 料</p>	<p>[被保険者・被扶養者が死亡した場合] 支給額：一律 50,000 円を支給</p>

<付加給付> (当組合独自の給付)

<p>一部負担還元金(被保険者)</p>	<p>自己負担額から 40,000 円を引</p>	<p>手続きは不要(医療機関からの請求書により当組合にて計算し支給します)</p>
<p>家族療養付加金(被扶養者)</p>	<p>いた額(1,000 円未満切捨て)</p>	

⑥ 当組合の保健事業

(イ) 広報関係(保健指導宣伝)

- ◆ 「健保ニュース」(当組合の機関誌<お知らせ>)
年 3 回被保険者全員に配布します。
- ◆ 「すこやかファミリー」(健康総合情報誌)
年 4 回被扶養者に認定されている奥様に郵送します。
● 送付先住所の登録(変更)・確認方法・・・当組合ホームページ「コミュニティサイト」に掲載しています。ログインには、ID・パスワードの認証が必要となります。パスワードを失念している場合は、次の電子メールまで仮パスワードの発行をご依頼ください。
<mailto:password-2008@itcrengo.com>
(所属会社名、保険証の記号・番号、氏名、ご住所をご連絡ください。メール受信後、約 2 週間程でご自宅に仮パスワード通知書をお届けします)
- ◆ 「ファミリー健康相談」(電話による無料健康相談)
年中無休 24 時間受付、相談料・電話代無料、氏名・会社名不問です。
専用ダイヤル:0120-911-053 (サービス番号 1)

- ◆ **メンタルヘルスカウンセリング**
 こころの悩みに、電話・面接でのカウンセリングを受けることができます。
 専用ダイヤル:0120-911-053
 電話カウンセリング
 ・利用:サービス番号 3 (1人1日1回20分程度となります)
 ・予約:サービス番号 4 (翌日以降の電話カウンセリングを予約できます)
 面接カウンセリング
 ・予約:サービス番号 2 (5回(1年度中)まで無料、6回目から有料)

- ◆ **メタボ流入阻止事業、電話保健指導**
 健診結果をもとに、メタボになるリスクのある方への情報提供事業や健診項目の数値が高い方を対象とした電話保健指導の事業を実施しています。

- ◆ **受診勧奨事業**
 健診結果をもとに、医療機関の受診が必要な方を対象に受診勧奨事業を実施しています。

- ◆ **インターネットホームページ**(<http://www.itcrengo.or.jp/>)
 当組合の概要やサービスを詳しく紹介しています。
 トップページからログインする「ヘルシーファミリー倶楽部」は健康チェック、ストレスチェック、病気検索、医者からもらった薬がわかる検索、ヘルシー料理のレシピなどが閲覧でき、内容は毎月更新されます。
 (ID「itcrengo」パスワード「kenpo」)



- ◆ **コミュニティーサイト(当組合ホームページ)**
 各自の医療費情報の閲覧、住所・口座の登録・変更を行うことができます。ログインには、ID・パスワードの認証が必要となります。組合に加入された方に、ID/パスワードを送付していますが、パスワードを失念している場合は、次の電子メールまで仮パスワードの発行をご依頼ください。
<mailto:password-2008@itcrengo.com>
 (所属会社名、保険証の記号・番号、氏名、ご住所をご連絡ください。メール受信後、約2週間程でご自宅に仮パスワード通知書をお届けします)

- ◆ **介護・健康教室の開催**
 当組合と他の健保組合と共同で、全国各地で「介護支援教室」「介護予防教室」「健康教室」等様々なコースを開催しています。

- ◆ **ジェネリック医薬品のお知らせ**
 先発医薬品から後発(ジェネリック)医薬品に変更することで、一月の自己負担額が1,000円以上軽減できる方を対象にお知らせをしています。

(ロ)疾病予防関係

◆ 健康診断

名 称	対 象 者	内 容
人 間 ド ッ ク	40 歳以上の 被保険者と被扶養者	10,000 円前後の負担で受診できます
本 人 健 診	30 歳以上の被保険者	12,000 円を限度として補助が受けられます
家 族 健 診	40 歳未満の被扶養者 乳幼児および就学者をのぞく	15,000 円を限度として補助が受けられます
婦 人 科 健 診	40 歳以上の女性の 被保険者と被扶養者	乳がん・子宮がんの健診に、合計 15,000 円を限度として補助が受けられます。
主 婦 健 診	被扶養者の妻	1,000 円の負担で生活習慣病・がん検診が受けられます。

◆ インフルエンザ予防接種の補助

10 月から 12 月に受けた被保険者・被扶養者を対象に、2,000 円を上限として補助を行います。

(ハ)保養所関係

◆ CLUB SPASS(エスパス)

国内外の宿泊施設、パック旅行、レンタカーなどが会員特別割引料金で利用できる制度です。



◆ 星野リゾート

(株)星野リゾートが運営する大型リゾートが、会員料金で利用できます。

利用できるのは被保険者および被扶養者で、お申し込みは各施設に組合名を伝えて直接行っていただきます。利用料金等詳細は当組合ホームページをご参照ください。

◆ 伊藤忠健保直営保養所

伊藤忠商事の健保組合が運営する保養所で、予約方法などに制限がありますので、詳細は当組合ホームページをご参照ください。

(二)体育奨励関係

- ◆ スポーツ施設利用補助・・・当組合が法人契約を締結している、「セントラルスポーツ」「ティップネス&コス・パ」「ルネサンス」「コナミスポーツ」の都度利用料から 1,000 円を上限として補助を行います。(月間 3 回まで)

また、月会員については、毎月 3,000 円の補助を行います。なお、提携施設は法人会員の月会員制はありません。

知っておきたい健康保険のこと

① 健康保険証の役割

正確には「健康保険被保険者証」といいます。健康保険に加入したときに事業所を通じて交付され、医療機関の窓口で提示するだけで治療・薬などの現物給付が受けられます。医療のクレジットカードとも言うべきものですから、大切に保管してください。他人同士で貸し借りをしたり、資格を喪失した後に使用したりすることは法律で禁じられています。次のようなときは、すぐに事業所を通じて健康保険組合に届け出てください。

無くしたとき(警察署には遺失届を提出) ☆ 再交付手数料 1000 円	再交付申請書に滅失届を添えて提出
無くしたとき(警察署には被書届を提出) ☆ 再交付手数料免除	再交付申請書に滅失届を添えて提出
汚した、破損させたとき ☆ 再交付手数料 1000 円	再交付申請書に被保険者証を添えて提出
住所欄(裏面)の余白が無くなったとき ☆ 再交付無料	再交付申請書に被保険者証を添えて提出
被扶養者(配偶者・子)が増えたとき	被扶養者「配偶者・子」認定に関する誓約書を提出 ただし未成年者の場合は不要(その旨、事業主に申し出る)
被扶養者(配偶者・子以外)が増えたとき	被扶養者(異動)届に扶養理由書の他、世帯全員の住民票、収入確認書類等を添えて提出
被扶養者が減った(就職・死亡・離婚など)とき	被扶養者(異動)届に被保険者証を添えて提出
被保険者が退職または死亡したとき	被保険者証(被扶養者分含む)を返納
被保険者・被扶養者が 75 歳に到達したとき (後期高齢者医療制度の被保険者証が交付)	被保険者の場合は、被保険者証(被扶養者分含む)、被扶養者の場合は、当該被扶養者分を返納

被保険者証の更新などで提出を求められたときも、すみやかに提出していただきます。

② 退職後の医療保険

我が国は国民皆保険制なので、退職して仕事をされなくなった後も次の3つの内いずれかの医療保険に加入しなければなりません。ただし、75 歳以上の方は高齢者医療保険に加入することになっています。

制度	任意継続保険	国民健康保険 (退職被保険者)	被扶養者に 認定してもらう
受付窓口	当健保組合 TEL03-3662-9951	お住まいの市区町村役場	被保険者が所属する健康保険
加入の条件	退職の前に2ヶ月以上被保険者であること 資格喪失日以降 20 日以内に手続きすること	厚生年金の老齢(退職)年金を受給できること (受給権が無いときは、通常の国民健康保険に加入します)	被保険者が所属する健康保険の認定基準によります
健康(介護)保険料	退職したときの標準報酬月額(ただし 360,000 円が上限)に 9.6%(介護保険に該当する場合は 1.4%)を掛けた額	前年度の所得により算定され 詳しくは市町村役場の国民健康保険課まで	無料
加入期限	原則として 2 年間(再就職するか死亡するまで)。 但し保険料を納めないとその時点で資格を失います		被保険者が所属する健康保険の認定基準によります
医療を受けた時 医療費の負担割合	原則 3 割 未就学児 2 割、70 歳以上 2 割(現役並所得者 3 割)		
窓口負担の払戻し	40,000 円控除。 1,000 円未満切捨て (付加給付)	所得区分に応じて、57,600 円から 252,600 円(必要医療費の 1%を加算)を控除 (高額療養費:法定給付)	被保険者が所属する健康保険の支給基準によります

③ 医療費控除について

被保険者や家族が1年間に支払った医療費の総額が、年間所得の5%(10万円を超えたときは10万円のどちらか低いほうの額)を超えると、その超えた額が課税対象から控除されます。居住地の税務署に確定申告しますので、詳しくは税務署にお問い合わせください。

④ 交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によってケガをしたときの治療も、健康保険組合が承認すれば健康保険で受けることができます。

しかし、治療費は本来加害者が全て負担するべきものですから、健康保険組合は一時立て替えて支払うだけで、加害者(または、加害者が加入している損害保険会社)に治療の費用を請求することになります。これを損害賠償請求権の代位取得と言います。

ところが、このときに被害者が加害者と示談を済ませてしまっていると、加害者の支払い義務は消滅し、損害賠償の請求が出来なくなることがあります。

ですから、交通事故にあったときは

- どんな小さな事故でも、かならず警察に届ける。
- 示談する前に、かならず健康保険組合に相談する。
- 健康保険で治療を受けたときは「第三者による傷病届」に「交通事故証明書」を添えて、健康保険組合に提出する。



⑤ 高齢者医療制度について

老人保健制度と退職者医療制度に代わる新しい制度として、平成20年4月から前期高齢者医療制度と後期高齢者医療制度が創設されています。なお、新制度の創設に伴い老人保健制度と退職者医療制度は廃止となりますが、退職者医療制度は平成34年度までの65歳未満の退職者を対象に経過的に存続します。

65歳から74歳の方は前期高齢者医療制度

65～74歳の高齢者は、その約8割が国民健康保険(国保)に加入しています。このことで保険者間(「国保」と「健保組合等」)に生じる医療費負担の不均衡を調整する制度です(加入する制度は従来のままです)。

健保組合等は「現役世代からの支援」という形で、国保で発生する医療費負担を調整するための前期高齢者納付金を負担することになります。

75歳になったら後期高齢者医療制度

国内に居住する75歳以上(および65歳以上の寝たきり等)の方は、すべての方が後期高齢者医療制度に加入することになります。

運営主体は、都道府県内の全市区町村が加入する広域連合で、取扱い窓口はお住まいの市区町村役場(役所)になります。財源は、公費が5割、高齢者からの保険料(※)が1割、残りの4割は健保組合等が後期高齢者支援金として負担します。

※従来の被用者保険の「被扶養者」であった方からの保険料徴収は、制度施行後半年間は凍結、次の半年間は9割を軽減して徴収することとなっています。

後期高齢者医療制度は、「75歳の誕生日から」加入する制度です。健保組合の被保険者資格は

その時点で喪失します。

なお、後期高齢者医療制度加入者に75歳未満の被扶養者がいる場合、被扶養者の方は75歳になるまでは国民健康保険に加入することになります。

⑥ 介護保険について

- 介護保険は市町村が母体となってお年寄りに必要な介護サービスを提供することにより家族の介護にたいする負担を軽減するとともに、介護を医療保険から切り離すために平成12年4月からはじめた制度です。
- 40歳以上の方全員が対象です。
- 介護保険のサービスを受けるには、市町村で要介護認定を受ける必要があります。
- 65歳以上の方(介護保険1号被保険者)の保険料は年金から天引きされます。金額は市町村により異なりますので、各自治体にお問い合わせください。
- 40歳以上65歳未満の方(介護保険2号被保険者)および、40歳未満もしくは65歳以上の被保険者で40歳以上65歳未満の被扶養者がいる方(介護保険特定被保険者)の保険料は健康保険組合が被保険者から徴収します。
従って、65歳以上の被保険者はご自身の介護保険1号被保険者としての介護保険料と特定被保険者としての介護保険料と両方支払うこととなります。

作成(2017年度版)

伊藤忠連合健康保険組合



〒103-8427 東京都中央区日本橋本町 4-15-9

総務経理課 03-3662-9952

業務課(適用給付) 03-3662-9951

業務課(保健事業) 03-3662-9953

FAX 03-3662-9955